



## Contents

### 特許侵害

#### DRAMが構成要件の「半導体集積回路装置」に含まれるかが争われた事例(消極)

知財高裁(3部)令和4年1月13日判決〔半導体集積回路装置事件〕

### 審決取消

#### 特許法126条6項の判断は訂正前後を基準とすべきと判断した事例

知財高裁(3部)令和4年1月20日判決〔衛生マスク事件〕

### 商標

#### 花間堂との商標について商標法4条1項10号の該当性が争われた事例(消極)

知財高裁(4部)令和4年1月19日判決〔花間堂事件〕

### 著作権

#### 海賊版サイトに広告を出稿し広告料をサイト運営者に支払う行為の著作権侵害行為の幫助行為該当性(積極)

東京地裁(47部)令和3年12月21日判決〔「漫画村」広告事件〕

### 不正競争

#### 不競法5条2項に基づき品質誤認表示及び信用毀損行為による損害額を認定判断した事例

知財高裁(3部)令和4年1月27日判決〔オリゴ糖事件(控訴審)〕

### セミナーのご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 特許侵害

## DRAMが構成要件の「半導体集積回路装置」に含まれるかが争われた事例(消極)


 小山 隆史  
 PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和4年1月13日判決(令和3年(ネ)第10031号)裁判所ウェブサイト〔半導体集積回路装置事件〕

裁判例はこちら

## 1 事案の概要

本件は、発明の名称を「半導体集積回路装置及びその製造方法」とする特許(「本件特許」)の特許権者である控訴人(一审原告)が、被控訴人(一审被告)が輸入販売するDRAMは、本件特許に係る発明(「本件発明」)の技術的範囲に属するものであるとして、当該製品の輸入、譲渡等の差止め及び廃棄並びに損害賠償の支払を求めた事案です。原審は、DRAMは本件発明の「半導体集積回路装置」には含まれないとして一审原告の請求を棄却しました。知財高裁も、DRAMは本件発明の「半導体集積回路装置」には含まれないとして控訴を棄却しました。

## 2 本件発明の構成要件(関連部分のみ)

本件発明1の構成要件は、以下のとおりです。

- 1A:ライン状パターンを有する回路パターンを備えた半導体集積回路装置であって、
- 1B:前記回路パターンはメモリ回路のライン状パターンであるメモリ用ライン状パターンを含み、
- 1C:前記回路パターンの配置領域の内部にダミーパターンが挿入されており、
- 1D:前記メモリ用ライン状パターンを含む前記ライン状パターンの総周縁長と前記ダミーパターンの総周縁長との合計を前記回路パターンの配置領域の面積により除することによって得られた第1の単位面積当たりの周縁長が、前記メモリ用ライン状パターンの総周縁長を前記メモリ回路が形成されている領域の面積により除することによって得られた第2の単位面積当たりの周縁長以下となるように設定されていることを特徴とする
- 1E:半導体集積回路装置。

従来から、半導体集積回路装置の製造において、マスクパターンを用いてエッチングを行って加工したパターンの形状又は寸法が、マスクパターンのレイアウトによって変化する現象が

知られていました。また、DRAMが搭載された半導体集積回路装置と搭載しない装置との間では、マスクパターンレイアウトの違いにより、ゲート電極の寸法にばらつきが生じていました。

DRAM等のメモリー回路が搭載された半導体集積回路装置では、DRAMの占有面積が増大すると、回路領域の単位面積当たりのゲート電極の総周縁長が大きくなり、ゲート電極寸法が細くなる一方、単位面積当たりのゲート電極の総周縁長が小さくなると、ゲート電極寸法が大きくなります。本件発明は、この点に着目し、DRAMの搭載の有無を問わず、単位面積当たりのゲート電極の周縁長を所定の範囲に設定するか、又は、単位面積当たりのゲート電極の周縁長の(DRAMの搭載・非搭載)品種毎の違いに応じてプロセス条件を調整することにより、マスクパターンレイアウトの違いに起因する寸法ばらつきを防止するものです。手段として、ダミーパターンを挿入することにより、単位面積当たりのゲート電極の周縁長を所定の範囲に設定することが可能となります。

## 3 裁判所の判断

控訴人は、本件発明の「半導体集積回路装置」という用語は汎用DRAMも含むこと、DRAM内のメモセルアレイはDRAMに「搭載」されているといえること、本件特許の明細書(「本件明細書」)において「システムLSI」は本件発明の課題を認識する過程や解決原理を説明するため、「半導体集積回路装置」の具体例として記載されており、かつ、「システムLSI」に限定するものではない概括的な記載がされていると主張しました。

知財高裁は、「半導体集積回路装置」という語の一般的意味として、DRAMが含まれる余地があるとしても、本件明細書の記載では、「半導体集積回路装置」の文言はシステムLSIを意味するものとして用いられており、DRAMのようなメモリ自体を「半導体集積回路装置」として課題解決手段を用いることを示唆する記載はないから、本件明細書の「半導体集積回路装置」

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

にはDRAMは含まれず、本件発明はシステムLSIに係るものであると認定し、本件明細書の以下の記載を主な理由として挙げています。

- ▶ 【発明の属する技術分野】について、「本発明は、半導体集積回路装置及びその製造方法に関し、特に、DRAM等の微細な繰り返しパターンを有する素子群の混載が可能なシステムLSIにおける、…技術に関する。」と記載されており、本件発明は、半導体集積回路装置及びその製造方法のうちでも、特にシステムLSIにおける技術に関するものであることが認められる。
- ▶ 【従来技術】について、「DRAM、SRAM又はROM等のメモリー回路の1個の半導体チップへの搭載率が用途又は仕様により異なるシステムLSIをはじめとする半導体集積回路装置の製造工程においては、」と記載されている。上記記載の文言によれば、DRAM、SRAM又はROM等のメモリー回路の1個の半導体チップへの搭載率が異なる半導体集積回路装置の製造工程が取り上げられていると認められ、ここでいう半導体集積回路装置は、DRAM等のメモリー回路が搭載されたシステムLSI等を指すものと認められ、DRAM等のメモリー回路それ自体であるとは認められない。
- ▶ 【発明が解決しようとする課題】では、「LSIの微細化の進展に伴って、…より高精度な寸法制御が求められるようになってきたため、マスクパターンレイアウトの違いに起因して生じる寸法ばらつきが無視できなくなりつつある。」と記載されており、LSIの微細化に伴う集積回路パターンの微細化により課題が生じることが記載されている。
- ▶ 前記のとおり、【発明が解決しようとする課題】においては、本件発明の課題及び目的がシステムLSIにおけるものであることが示されており、【課題を解決するための手段】の記載は、このような本件発明の課題を前提として記載されたものであるから、システムLSIにおける課題を解決する手段を記載したものであると認められる。
- ▶ 本件発明の実施形態は、システムLSIについてのものであり、本件発明がシステムLSIに係るものであることに合致す

る。本件明細書には、DRAMのようなメモリ自体を「半導体集積回路装置」とする実施形態の記載はない。

- ▶ 【発明の効果】について、DRAM等の搭載率が用途又は仕様により異なるシステムLSIについての効果が記載されているものと認められる。

控訴人は、本件発明の課題解決原理は、「ダミーパターン」の挿入により、「特定回路」の占有面積率が異なる品種間における単位面積当たりのゲート電極周縁長の差を小さくすることであるところ、汎用DRAMにおいても「ダミーパターン」を挿入することによる本件発明の課題解決原理は用いられていると主張しました。これに対して、知財高裁は、本件明細書に開示された発明は、半導体集積回路装置(具体的にはシステムLSI)における領域ごとのゲート電極周縁長のばらつきに係る新規な課題を、ダミーパターンを挿入して抑えることにより解決したものであり、「半導体集積回路装置」はシステムLSIを意味すると解されると判断しました。

さらに、控訴人は、拒絶理由通知について、審査官は、本件特許の発明がシステムLSIの発明であるとは認識していなかったなどと主張しました。これに対して、知財高裁は、特許発明の技術的範囲の画定は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められるが、特許請求の範囲に記載された用語の意義の解釈は明細書及び図面を考慮して行われるのであって、特許出願の審査過程において、審査官がその特許発明をどのように理解していたかということは、裁判所の特許発明の技術的範囲の画定の判断を拘束するものではないと述べました。

本件は、知財高裁が、本件発明の構成要件について、本件明細書の記載等から判断した事例判断としてご紹介いたしました。また、特許発明の技術的範囲の画定においては、審査過程における審査官の理解は裁判所による特許発明の技術的範囲の画定の判断を拘束しないと述べている点も参考になると思われます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## 審決取消

## 特許法126条6項の判断は訂正前後を基準とすべきと判断した事例

秋田 康博  
PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和4年1月20日判決(令和3年(行ケ)第10039号)裁判所ウェブサイト〔衛生マスク事件〕

裁判例はこちら

## 1 事案の概要

本件は、被告(Y)が、特許出願(「原出願」)の一部を分割した特許出願(「親出願」)の一部をさらに分割してなされた、発明の名称を「他者保護用の衛生マスク」とする発明についての新たな特許出願につき特許権の設定登録(「本件特許」)を受けたことに関し、原告(X)が、本件特許の特許無効審判を請求したところ、Yは本件特許の訂正請求(「本件訂正」)をし、特許庁は本件訂正を認めた上で、Xの請求に対する不成立審決をしたことから、Xが、本件審決の取消しを求めた事案です。

Xは、取消しの理由の一つとして、本件訂正による訂正後の請求項は、原出願及び親出願と比較して特許請求の範囲を拡張するものであるとして、本件訂正が特許法134条の2第9項で準用する同法126条6項に適合しないと主張しました。

このXの主張に対し、知財高裁は、特許法126条6項の判断は訂正の前後の特許請求の範囲の記載を基準としてすべきであると判示するとともに、本件訂正は同項に適合するものであると認め、Xの上記主張を排斥しました。

本判決では、このほか、サポート要件の判断の誤り、明確性要件の判断の誤り、及び進歩性の判断の誤りについても争点となりましたが、前二者についてはXから本件訂正が有効であることを前提とした主張がされておらず、また三点目についてはXから具体的な主張がなかったことから、知財高裁は、これらの点に関するXの主張をいずれも排斥し、結局、Xの請求を棄却しました(本件訂正後の特許を有効としました。)。以下では、本判決のうち、本件訂正の有効性に関する判断部分をご紹介します。

## 2 本件訂正の経緯

原出願、親出願、本件特許(設定登録時)及び本件特許(本件訂正後)の特許請求の範囲における請求項1の記載は、それぞれ次のとおりです。

## ▶ 原出願

「着用者の口と鼻を含む呼吸器を露出させながら、前記呼吸器から発生する不潔な物質の飛散汚染が遮断されるように製造された衛生マスクにおいて、前記衛生マスクは合成樹脂で成型して製造され、前記成型される衛生マスクは、U型に湾曲して成型され、後方両側端には、着用者の耳に掛かるか、後頭に嵌着される支持手段が備えられる下部ボディと、前記下部ボディの前方上側から斜め上向きに形成され、前記着用者の口や鼻を含む呼吸器が露出されるように前記呼吸器の周辺前方をカバーする呼吸器前方カバー一体と、を含んで構成されることを特徴とする他者保護用の衛生マスク。」(下線は筆者による。)

## ▶ 親出願

「着用者の口と鼻を含む呼吸器を露出させた状態で、前記呼吸器からの異物の飛散を遮断する衛生マスクにおいて、前記衛生マスクは合成樹脂で成型され、前記着用者の顎に沿って”U”型に湾曲して成型された下部ボディと、前記下部ボディの前方上側に着脱可能に成型され、前記下部ボディにより湾曲した状態で支持され、前記呼吸器から離隔して前記呼吸器の周辺前方をカバーする呼吸器前方カバー一体と、前記下部ボディの両側端に設けられ、前記下部ボディを前記着用者に固定するための支持手段と、を含み、前記下部ボディの前方内面には、前記着用者の顎を把持する顎把持部が突出形成されることを特徴とする、衛生マスク。」(下線は筆者による。)

## ▶ 本件特許(設定登録時)

「着用者の口と鼻を含む呼吸器を露出させた状態で、前記呼吸器からの異物の飛散を遮断する衛生マスクにおいて、前記着用者の顎に沿って”U”型に湾曲して成型され、前記呼吸器を覆うことなく前記顎に沿って装着される下部ボディと、前記下部ボディの前方上側に一体に構成され、前記下部ボディにより湾曲した状態で支持され、前記呼吸器から離隔して前記呼吸器の周辺前方をカバーする呼吸器前方カバー一体と、前記下部ボディの両側端に設けられ、前記下部ボディを前記着用者に固

次ページへ続く ▶

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

定するための支持手段と、を含み、前記下部ボディの前方内面には、前記着用者の顎を把持する顎把持部が前記顎に向けて突出形成されることを特徴とする、衛生マスク。」

▶ 本件特許(本件訂正後)

「着用者の口と鼻を含む呼吸器を露出させた状態で、前記呼吸器からの異物の飛散を遮断する衛生マスクにおいて、前記着用者の顎に沿って”U”型に湾曲して成型され、前記呼吸器を覆うことなく前記顎に沿って装着される合成樹脂で成型して製作された下部ボディと、前記下部ボディの前方上側に一体に構成され、前記下部ボディにより湾曲した状態で支持され、前記呼吸器から隔離して前記呼吸器の周辺前方をカバーする合成樹脂で成型して製作された呼吸器前方カバー体と、前記下部ボディの両側端に設けられ、前記下部ボディを前記着用者に固定するための支持手段と、を含み、前記下部ボディの前方内面には、前記着用者の顎を把持する顎把持部が前記顎に向けて突出形成されることを特徴とする、衛生マスク。」

### 3 Xの主張の概要

Xは、原出願及び親出願の請求項1と本件訂正後の請求項1とを比較すると、合成樹脂で成型して製作されるもののうち支持手段の記載が外されていることから、本件訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張するものである、と主張しました。

### 4 裁判所の判断

このXの主張に関し、知財高裁は、特許法126条6項の判断について次のとおり判示しました。

「訂正をすべき旨の審決が確定したときは、訂正の効果は出願時に遡って生じ(同法128条)、訂正された特許請求の範囲の記載に基づいて技術的範囲が定められる特許発明の特許権の効力は第三者に及ぶことに鑑みると、同法126条6項の「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するもの」であるか否か

の判断は、訂正の前後の特許請求の範囲の記載を基準としてすべきであり、実質上の拡張又は変更に当たるかどうかは訂正により第三者に不測の不利益を与えることになるかどうかの観点から決するのが相当である。」

そして、Xの主張は、本件訂正の前後の特許請求の範囲の記載を基準とするのではなく、本件訂正後の請求項の記載と原出願及び親出願の各請求項の記載とを対比して、本件訂正は実質上特許請求の範囲を拡張するものである旨を述べるものであるから、その主張自体理由がない、と判示しました。

また、本件訂正に係る訂正事項は、特許法134条の2第1項ただし書1号に規定する同法126条5項及び6項に適合するものと認められるから、本件訂正は適法である、と判示しました。

### 5 まとめ

特許法126条6項の適合性の判断は訂正の前後を比較して行われるものと理解できるところ、本判決もこれに沿う判断をしました。実務上大きな意義のある判断ではありませんが、この点を明示した裁判例はないように思われましたので、紹介する次第です。

なお、本件特許が分割特許である以上、親出願、原出願の請求項と本件訂正後の請求項は、本来減縮する(親出願、原出願の方が広い)関係にあると考えられます。そのため、仮にXの主張どおり親出願、原出願と比較した場合であっても、本件訂正が特許請求の範囲を拡張するものにはならないと考えられます。その観点からも、Xの主張が認められる余地の乏しいものであったことがうかがわれます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 商標

## 花間堂との商標について商標法4条1項10号の該当性が争われた事例(消極)



水野真孝  
PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和4年1月19日判決(令和3年(行ケ)第10107号)裁判所ウェブサイト〔花間堂事件〕

裁判例はこちら

本件訴訟の被告(Y)は、「宿泊施設の提供」等を含む第43類に属する役務を指定役務とする「花間堂」の標準文字商標(「本件商標」)の商標権者です。一方、本件訴訟の原告(X)は、「花間堂」の名称で中国国内において19店舗のホテルチェーンを運営している者です。Xは、本件商標に関し、商標登録無効審判を請求したところ、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(「本件審決」)をしたことから、Xは本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起しました。本件審決及び本件訴訟では、商標法4条1項7号、10号、15号、19号の該当性が争点となっていますが、本記事では同項10号(他人の周知商標と同一又は類似の商標)に関する論点について紹介いたします。

本件審決では、引用商標(「花間堂」の簡体字表記文字)は、本件商標の登録出願時及び登録査定時のいずれにおいても、請求人(X)の業務に係る役務を表示するものとして、外国及び我が国における需要者の間に広く認識されていたものとは認められないものであるとして、本件商標は商標法4条1項10号に該当しないと判断がされていました。

本件訴訟において、Xは、Xの子会社が引用商標を構成中に含む商標(「中国商標」)の登録を受けていること、Xを紹介するウェブサイト中国商標が掲載されていること、Xが中国国内で展開する宿泊施設に関して、「花間堂」の文字を含む、日本語及び中国語のインターネット上の記事がそれぞれ相当数存在すること等を根拠に、引用商標の周知性は明らかに認められると主張しています。

これに対し、知財高裁は、引用商標を構成する「花間堂」は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、我が国の需要者の間においてXの業務を表示するものとして周知であったとはいえないとして、本件商標の商標法4条1項10号該当性を否定しました(なお、知財高裁は、同項7号、15号、19号該当性

についても否定し、Xの請求を棄却しました。)。主な理由は次のとおりです。

まず、知財高裁は、Xの子会社による中国商標の登録、Xの事業に関する「花間堂」の文字を含む日本語及び中国語のインターネット上の記事の存在を認定した上で、引用商標に関する日本語及び中国語のインターネット上の記事から、引用商標の我が国における周知性を直ちに認めることはできず、その他に引用商標の周知性を認めるに足りる証拠は見当たらないとしました。各インターネット上の記事の評価についても、日本語の各記事について、その記載内容からして多数の者が閲読したとはいえない体裁のものである、複数人が書き込んでいるわけではなく、閲読件数も不明であると評価し、また、中国語の各記事について、我が国における周知性を認めることは到底できないと評価しました。

さらに、知財高裁は、海外旅行取扱額のランキング上位4社のホームページにおいて「花間堂」を検索及び調査したところ、該当がなかったことを認定し、このことからすれば、引用商標を構成する「花間堂」は、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、我が国の需要者の間においてXの業務を表示するものとして周知であったとはいえないと評価しました。

本判決は、事例判決ですが、商標法4条1項10号での周知性の評価において、インターネット上の記事の閲読件数に着目した点、指定役務に係る業務を取り扱う大手業者のホームページで、対象となる商標を検索した結果に着目した点等について、実務上参考になるところがあると考えられましたので、紹介した次第です。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## 著作権法

海賊版サイトに広告を出稿し広告料をサイト運営者に支払う行為の  
著作権侵害行為の幫助行為該当性(積極)

杉野 文香

PROFILEはこちら

東京地裁(47部)令和3年12月21日判決(令和3年(ワ)第1333号)裁判所ウェブサイト[「漫画村」広告事件]

裁判例はこちら

本件は、漫画家であるXが、漫画閲覧サイト「漫画村」(本件ウェブサイト)においてXの著作物である漫画(X漫画)が無断掲載されたことによりXの公衆送信権が侵害されているところ、本件ウェブサイトに掲載する広告を募り、本件ウェブサイトの管理者に広告掲載料を提供していた広告代理業者であるYらの行為が公衆送信権侵害を幫助するものであるとして共同不法行為の成立を主張し、民法719条2項、709条に基づき、Yらに対して、1100万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案です。

裁判所は、Yらに公衆送信権侵害の幫助が成立するとして、Xの請求を全て認めました。以下では、①幫助行為の成否及び損害との因果関係、②Yらの故意又は過失、③損害額の認定に関する裁判所の判断をご紹介します。

## ① 幫助行為の成否及び損害との因果関係

本件ウェブサイトは、利用者に無料で漫画を閲覧させる一方で、サイト運営等に関する費用は広告収入で賄う仕組みを採っていました。裁判所は、このような広告収入が殆ど唯一の資金源である本件ウェブサイトの運営形態に着目し、本件ウェブサイトに広告を出稿しその運営者に広告料を支払うYらの行為を、「本件ウェブサイトを運営するための…経費となるほとんど唯一の資金源を提供することによって、X漫画を含め、本件ウェブサイトに掲載されている漫画の多くを、著作権者の許諾を得ずに無断で掲載するという本件ウェブサイトの運営者の行為、すなわち、X漫画の公衆送信権の侵害行為を補助しあるいは容易ならしめる行為(幫助行為)」であると認定しました。

また、Yらは、広告主である事業者から依頼された広告を本件ウェブサイトの窓口であった訴外Aを介して本件ウェブサイトに掲載し、広告料を本件ウェブサイトの運営者に支払っていたことから、「客観的にも、主観的にも、共同して本件ウェブサイト

への広告出稿やその運営者側への広告料支払を遂行していたといえ、共同して原告漫画の公衆送信権の侵害行為を容易ならしめる不法行為(幫助行為)を行っていた」といえ、「このような共同不法行為に因って、X漫画の公衆送信権の侵害行為が助長され容易となり…XがX漫画の売上減少等の損害を被った」として、Yらの行為とXの損害との間の因果関係を肯定しました。

## ② Yらの故意又は過失

裁判所は、上記本件ウェブサイトの運営実態に加えて、平成29年に広告業界団体において本件ウェブサイトのような海賊版サイトがインターネット広告による広告収入を資金源に運営されているという社会問題を取り扱う専門部会が設置されていたこと、平成30年4月には政府が海賊版サイトへの対応を喫緊の課題として本件ウェブサイトを含む特定のサイトに対する民間事業者によるブロッキング措置等を含む対策を講じる必要性やその方針を示していたことを踏まえ、Yらは遅くとも本件ウェブサイトへの広告配信サービスの提供を開始した時点(平成29年5月)には、本件ウェブサイトが著作権者等から許諾を得ずに違法に多数の漫画を掲載している蓋然性を認識しており、需要者層に相当程度浸透していたX漫画についても、著作権侵害行為を行っているものであることを予見し、違法行為の幫助を回避することは可能であったと認定しました。そして、Yらは、「本件ウェブサイトの運営者が、そこに掲載する漫画の著作物の利用許諾を得ているかどうかを調査した上で、本件ウェブサイトへの広告掲載依頼を取り次ぐかどうかを決すべき注意義務を負っていた」にもかかわらず、それを怠ったとして、Yらの過失を認めました。

## ③ 損害額の認定

裁判所はX漫画の累計発行部数(合計約2370万部)と1冊当

[次ページへ続く](#) ➔

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

たりの販売価格(462円)からX漫画の売上額(約109億4940万円)を算出し、発行部数等に照らせばXが受けるべき使用料相当額は売上額の10%が相当であると判断しました。そのうえで、Yらの行為は本件ウェブサイトによるX漫画の違法な無断掲載を広告の出稿や広告料の支払いにより幫助したに留まること、本件ウェブサイトが閉鎖された平成30年4月より後の期間におけるX漫画の売上げとYらの行為との間には関連性を認めることができないこと等の本件に顕れた一切の事情に照らせば、Yらの行為がX漫画の売上げ減少に寄与した割合は約1%であるとし、最終的に損害額を1100万円(≒109億4940万円×0.1×0.01+弁護士費用100万円)と認定しました。

昨年には連載中の漫画のセリフを無断掲載したネタバレサイトが著作権法違反であるとの判断が示され(東京地判令和3年3月26日、事件番号:令和2年(ワ)第26867号)、今年にはネタバレサイトのサイト運営者が著作権法違反で書類送検されるなど、海賊版サイト撲滅に向けた取り組みが続けられています。漫画やアニメ等などのコンテンツを違法にアップロードして閲覧数を稼ぎ、当該サイト運営者が広告収入を得ているような場合、当該サイト運営者の行為が著作権侵害に該当することはもちろんですが、広告主から広告を募り、当該サイトに広告を掲載させて広告主から集めた広告料を当該サイト運営者に支払う行為も著作権侵害の幫助として共同不法行為責任を負う可能性があることを示した点で、本件は参考になると思いますので紹介させていただきます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## 不競法

## 不競法5条2項に基づき品質誤認表示及び信用毀損行為による損害額を認定判断した事例



鷲見 健人  
PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和4年1月27日判決(令和3年(ネ)第10018号)裁判所ウェブサイト〔オリゴ糖事件(控訴審)〕

裁判例はこちら

## 1 事案の概要

弊所知的財産ニュースレター2021年4月号にて、品質誤認表示行為該当性等について判示した、オリゴ糖事件の第一審判決(東京地裁(46部)令和3年2月9日判決(平成30年(ワ)第3789号))をご紹介いたしました。本稿では、同事件の控訴審判決を取り上げます。

本件は、「カイトキオリゴ」との名称のオリゴ糖含有食品(X商品)を販売する控訴人(X)が、「はぐくみオリゴ」との名称のオリゴ糖含有食品(Y商品)を販売する被控訴人(Y)に対し、Yが①Y商品の品質について誤認させるような表示をし(不競法2条1項20号)、また、②競争関係にあるXの営業上の信用を害する虚偽の事実を告知する(同項21号)などして、Xの営業上の利益を侵害したと主張して、品質誤認表示及び信用毀損行為の差止等のほか、11億1844万3444円の損害賠償を求めた事案です。

原審は、Y商品に係る「オリゴ糖100%」等の表示についてYによる品質誤認表示と認められたものの、Y従業員による信用毀損行為があったとは認められない等とした上で、不競法5条2項に基づき、品質誤認表示がされていた期間におけるY商品の販売に係る限界利益の額を6億1192万6912円と算定し、覆減割合を97%として、1835万7803円の損害賠償を求める限度でXの請求を認容しました。

これに対し、本判決は、Yによる品質誤認表示のほか、信用毀損行為があった(具体的には、Y従業員が、アフィリエーターを対象とするイベントにおいて、X商品はオリゴ糖100%ではないが、Y商品はオリゴ糖100%であり、Y商品の方が良い商品である旨の説明をした)と認められるとした上で、これらの行為によって生じたXの損害額を算定し、原判決を変更して、6890万853円の損害賠償請求を認容しました。

本判決が原判決と判断を異にした部分のうち、Y従業員によ

る信用毀損行為の有無に係る判断部分につきましては、X従業員の供述等に基づく事実認定の問題に尽きますので、本稿では割愛し、ここでは本判決のうち、Yの品質誤認表示及び信用毀損行為による各損害額の認定(不競法5条2項の適用)に係る判断部分について、ご紹介いたします。

## 2 裁判所の判断

裁判所は、Yの品質誤認表示及び信用毀損行為によりXが被った損害額について、不競法5条2項に基づき、大要、以下のとおり認定しました(なお、(1)につき、原判決と異なる判断をしている部分には※を付しています)。

## (1) 品質誤認表示による損害

## ア 営業上の利益の侵害

➤ X商品及びY商品は、いずれもオリゴ糖含有食品であり、市場におけるX商品の占有率が一定程度あることからすれば、Yの品質誤認表示によって、Xの営業上の利益が侵害されたものと認められる。

## イ Y商品の販売に係る限界利益の額

➤ 対象期間中のY商品の売上金額(消費税相当額を含まない)は、11億573万1572円であった。

➤ 未収金に係るY商品がいずれも返品されておらず、Yが購入者に対して売買代金請求権を有しているところ、Yが顧客に対して未収金を請求し得る可能性を否定することはできないことから、Y商品の売上金額からYの未収金を控除するのは相当でない。(※)

➤ YがY商品を販売するに当たっては、一定の送料、支払手数料及び広告費の支出が必要となるものといえる。これらの費用は、Y商品の販売に係るものであると認められれば、Y商品の売上高から控除すべき費用に当たる。Yが提出した送料、支払手数料及び広告費に係る請求書等のうち、Y商品に係る

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

費用とY商品以外の商品に係る費用とが混在しているものについては、YにおけるY商品の売上割合(13.9%)を乗じた額を計上する。(※)

- 品質誤認表示が行われていた期間のYの限界利益の額は、7億3306万1980円である。(※)
- ウ 推定覆滅事由及び覆滅割合
  - 品質誤認表示に関する覆滅事由については、原判決のとおりである。
  - これらの事情によれば、Yの品質誤認表示によるY商品の販売数量の増加と、他のオリゴ糖含有食品の販売数量の低下、更にはX商品の販売数量の低下との間には、それほど強い相関関係が成り立つとはいえない(註:ここまで原判決と同旨)。しかしながら、他方で、品質誤認表示は約4年4か月にわたって継続的に行われたものであることに加え、X商品及びY商品のいずれもが、他の競合品の多くとは異なり、オリゴ糖の配合割合が高いことを主なセールスポイントとする商品であり、より直接的な競合関係にあったといえることを考慮すると、Yによる品質誤認表示がX商品及びY商品の販売数量に一定の影響を及ぼしたことは否定し難いというべきである。推定覆滅の割合は、91%とするのが相当である。(※)
  - 品質誤認表示によるXの損害額は、6597万5573円である。(※)

## (2) 信用毀損行為による損害

### ア 営業上の利益の侵害

- Yは、平成28年10月8日、信用毀損行為をしたものであるところ、Yによる信用毀損行為が、アフィリエーターが参加したイベントにおいてされた行為であることを考慮すると、その後のアフィリエーターによるブログ等の記事により、Yが品質誤認表示をしていたものと認められるまでの間、信用毀損行為が上記品質誤認表示とあいまってX商品の売上げに影響を及ぼしたことは否定できないから、Yの信用毀損行為によって、

Xの営業上の利益が侵害されたものと認められる。

### イ Y商品の販売に係る限界利益の額

- 上記対象期間中のYの限界利益の額は、上記(1)イと同様に算定すべきであり、2億9252万8485円である。

### ウ 推定覆滅事由及び覆滅割合

- 信用毀損行為によってX商品及びY商品の販売数量に一定の影響が及んだ可能性を否定することはできないが、他方で、信用毀損行為がされたのはイベント当日に限られること、Y従業員の説明を聞いたのは多くとも数十人程度にとどまること、信用毀損行為の内容がアフィリエーターのブログ等の記事にどの程度反映されたかは不明であることなどを考慮すると、推定覆滅の割合は、99%とするのが相当である。
- 信用毀損行為によるXの損害額は、292万5280円である。

## 3 最後に

以上のとおり、品質誤認表示による損害額は、①未収金を売上金額から控除するか否か、②控除する送料、支払手数料及び広告費の算定方法、③推定覆滅の割合に関し、原審と異なる判断がなされ、結論として、約4762万円の増額を認めました。また、信用毀損行為による損害額は、不競法5条2項の適用を認めた上で、推定覆滅の割合を99%と判断しました。本件は、侵害者が侵害行為により受けた利益の額の認定判断部分が参考になるほか、信用毀損行為により発生した損害について不競法5条2項の推定規定を適用した珍しい事例として、今後の実務上の参考となり得るため、紹介させていただきました。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## セミナーのご案内

オンライン・見逃し視聴あり

### 共同研究開発案件における法的諸問題・実務ポイントの理解 ～産学連携・海外案件を含めて解説～

**日時** 2022年3月14日(月)12:30～16:30

**講師** 重富貴光

**主催** 株式会社情報機構

**内容** 医薬・化学系分野においては、従来にも増して共同研究開発が盛んに行われるようになり、共同研究開発は、産学連携・海外企業を相手方とする案件を含め、多種多様な類型が存在します。

本セミナーでは、共同研究開発案件について、①案件の進め方・手順②案件を進めるにあたって締結すべき契約書(秘密保持契約・LOI・共同研究開発契約書)作成における留意点③共同研究開発案件で問題となる法的諸問題(成果帰属・権利化・実施条件)④共同研究開発関連紛争処理及び紛争防止のための実務的留意点などを詳しく説明し、共同研究開発案件を円滑・実効的に進めていくためのポイントを解説します。

また、産学連携・海外企業を相手方とする共同研究開発案件に特有の留意事項を指摘し、対応策についても解説します。

セミナーの詳細及び申し込み方法は、こちらをご覧ください。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによって依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。